

紹介

令和4年度新規採用職員を紹介します

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

9月1日付で採用した職員を紹介します。



分からないことばかりですが、一つ一つ着実に力をつけていきたいと思います。学校の教育環境をより良いものにできるよう尽力いたします。

役場学校教育課 施設係

このま さちえ
葉 幸恵

募集

令和4年度会計年度任用職員を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	報酬 時間給換算	社会 保険	雇用 保険	備考
保育士	大津保育園	月～金	8:30～13:00 のうち4時間	保育士	1,002円～ 1,228円	無	有	育休代替 年に1・2回程度 土曜日の勤務有 (平日振替対応) 時給により社保加入 の可能性有
		月～金のうち 週4日	7:00～18:00 のうち7時間30分			有	有	2～3ヶ月に1回 程度土曜日または 日曜日の勤務有 (平日振替対応)
幼稚園 教諭	大津幼稚園	月～金	8:30～17:15 のうち7時間30分	幼稚園教諭	1,002円～ 1,119円	有	有	
給食 調理員	学校給食 センター	月～金	8:30～16:45	調理師または 実務経験2年 以上	1,002円～ 1,119円	有	有	
学習支援 指導員	町内小 中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00 のうち5時間45分	教員免許	1,529円～ 1,558円	有	有	
看護師 (健診)	子育て・健 診センター	月～金のうち 週2日程度 (健診時のみ)	13:00～17:00 のうち4時間以内	看護師	1,373円	無	無	書類選考のみ

- 募集期限 10月11日(火)
- 受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)
- 申込方法 履歴書および各種資格証明書(写し)を役場総務課へご提出ください。
※郵送で応募する場合は、必ず職種を記入してください。
- 任用期間 11月1日～令和5年3月31日(一部職種を除く)
- その他 ①申込者については原則面接を実施する予定です。
②報酬は、職種により月額、日額、時間額となります。
③勤務条件により期末手当が支給されます(任期が6カ月以上で週15時間30分以上勤務する場合に支給)。
④募集の詳細などは変更となる場合があります。

町ホームページ
はこちら▼



募集

大津町モルック大会参加チーム募集

●申し込み・問い合わせ 肥後おおづスポーツ文化コミッション(役場商業観光課) ☎096(293)3115



北 欧発祥のスポーツ「モルック」の大会を開催します。モルックとは、モルック(木の棒)を投げ、倒れたスキットル(木製のピン)の数を競う競技です。初めての人も大丈夫にできるようにあります。友人や家族などを誘ってご参加ください。

●日時 10月30日(日)
午前9時30分から
※午前8時からルールとスコアのつけ方の事前説明会も行います。

●場所 町運動公園(クレールコート)

●応募条件
町内・外どなたでも参加いただけますが、1チーム2～4人でチームを構成してください。
※新型コロナウイルス感染症の流行状況により、町民だけの開催になる場合があります。

●参加料 1チーム2,000円

●申込方法 役場商業観光課窓口、専用フォーム

※詳しくは、町ホームページをご確認ください。

●申込期間 10月3日(月)～21日(金)

町ホームページ
はこちら▼

教室

フットケア教室(後期)に参加しませんか?

●申し込み・問い合わせ 町地域包括支援センター ☎096(292)0770



足のケアは、介護予防の大切な第一歩です。年齢を重ねると、下肢の筋力やバランス能力が低下し、転倒などを引き起こします。毎日何気なく使っている『あしもと』について学び、足のケアをしてみませんか。

講義や体操のほか、毎年大好評の、アロマを使ったセルフマッサージや角質取りなどのプログラムを行います。※新型コロナウイルス感染症の流行状況により、中止となる場合があります。

●開催開講日(火曜日全5回)
11月1日、8日、15日、22日、29日

●時間 午後2時～3時30分

●場所 老人福祉センター

●対象者 60歳以上の町在住の人

●定員 15人

10月3日(月)より募集を開始します。定員に達し次第締め切ります。

●持ってくる物 筆記用具・お茶

※マスク着用と、動きやすい服装でご参加ください。

浄化槽

浄化槽設置の人は法定検査を受けましょう

●問い合わせ 役場下水道課 管理係 ☎096(293)5679
(公社)熊本県浄化槽協会 ☎096(284)3355

詳しくは、役場下水道課または(公社)熊本県浄化槽協会までお尋ねください。

検査名	対象	回数
7条検査 (浄化槽設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽使用開始後3～8ヶ月以内に
11条検査 (定期検査)	浄化槽を設置している人	毎年1回

浄化槽管理(設置)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

①保守点検 ②清掃 ③法定検査

保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。

また、浄化槽の法定検査は、トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。

法定検査は県が指定した検査機関(公社)熊本県浄化槽協会が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。